

岡崎市公告第50号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

岡崎市長 中 根 康 浩



記

1 会合の対象とした区域
六ツ美地区

2 会合の結果を取りまとめた年月日
令和5年2月8日

3 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

法人 4経営体

個人 33経営体

(2) 農地の集積面積

844ha（区域内の農地面積996ha、集積率84%）

4 地域農業の今後の在り方

(1) 圃場の大規模化がなされ担い手への農地の利用集積は進んでいるが、さらに地域の中心となる経営体（担い手）への集積を図る。

(2) 高齢化等により農業従事者は減少傾向にあるため、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図る。

(3) 土地利用型農業については、水稻・麦・大豆によるブロックローテーションを推進する。

(4) イチゴ・ナス等の施設園芸やハウレンソウ・ネギなどの露地野菜の生産振興を図る。

(5) 化学農薬及び化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大を図る。